

問番号	問内容
基本事項	
★ Q01-01	本助成金の概要を教えてください。

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症にかかる小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者の皆さんを支援するため、子どもたちの健康、安全を確保することを目的として、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に、

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、文部科学省のガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや
 - ・ i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケア児又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主に対して、助成金を支給することとしています。

本助成金に関する詳細な内容や申請手続等については、厚生労働省のHPに掲載しているリーフレット等をご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

本助成金の内容や申請手続等に関するお問い合わせは、以下のコールセンターに御連絡ください。
 <小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンター>
 0120-876-187
 受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

Q01-02	両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））とは何が違うのですか。
--------	---

小学校休業等対応助成金について、両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））との相違点は以下のとおりです。

- ・ 特別有給休暇制度の就業規則等への規定化は不要です。
- ・ 両立支援制度（テレワーク等）の社内周知は不要です。
- ・ 個々の労働者の賃金相当額の10/10が事業主に支給されます。（日額上限額についてはQ01-03参照）
- ・ 1事業主あたりの支給上限人数はありません。

★ Q01-03	日額上限額はいくらですか。
----------	---------------

令和4年10月1日～令和5年3月31日に取得した休暇は日額上限8,355円です。
 緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域（原則、都道府県単位で指定されています）に事業所がある事業主に対する特例措置については、令和4年10月1日～11月30日は適用される地域がなく、令和4年12月1日～令和5年3月31日は特例自体の設定がありません。

Q01-04	令和3年7月に小学校が休校になり、子どもの面倒を見る労働者に対し特別な有給休暇を取得させた場合は、助成金の対象とならないのですか。
--------	---

令和3年7月までは、両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））で対応していました。